転入・転出などの手続きはお早めに



住所変更の手続き 圆市民課(☎82-1140)

	取扱窓口	届出期間	必要書類
転入するとき	市民課	転入した日から 14 日以内	転出証明書·身分証明証※
転出するとき	総合事務所 南支所	引っ越し前 ~引っ越し後 14 日以内	身分証明証※・住民基本台帳カード(お持ちの方)
転居するとき	埴生支所 公園通出張所	転居した日から 14 日以内	身分証明証※・住民基本台帳 カード(お持ちの方)

- ※運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証など(本人確認のため)
- ▶**外国人登録をしている人へ** 取扱窓口は市民課・総合事務所・埴生支所のみです。また、転入・ 転居の際は、外国人登録証明書をお持ちください。(転出される場合、手続きの必要はありません)

国民健康保険・後期高齢者医療の手続き

- ▶国民健康保険 問国保年金課資格給付係(☎82-1179)
- ▶後期高齢者医療 問国保年金課 年金高齢医療係 (☎ 82-1209)

	取扱窓口	届出期間	必要書類
1単4人9 名とさ 1	国保年金課,総合事務所	転入した日から	印判ほか(詳しくはお問
	南支所, 埴生支所	14 日以内	い合わせください。)
転出するとき	公園通出張所	転出時	保険証・印判

国民年金の手続き 圏国保年金課 年金高齢医療係(公82-1178)

		取扱窓口	届出期間	必要書類
国民年金受給者		国保年金課,総合事務所南支所,埴生支所	転入など 異動日から	印判
国民年金加入者	転入するとき	。 大別 地名文別 共	印判·年金手帳	

※転出に伴う届出は必要ありません。ただし,国民年金加入者で海外へ転出される場合は手続きが必要です。

介護保険の手続き 🛮 高齢障害課 (🗅 82-1172)

	取扱窓口	届出期間	必要書類
転入するとき	高齢障害課 総合事務所	転入した日から 14 日以内	印判ほか (詳しくはお問い合わせください。)
転出するとき	埴生支所	転出時	保険証・印判

▶ **要介護認定を受けている人へ** 転出(転入)をする場合は,現在の要介護度を転出(転入) 先の市町村へ引き継ぐ制度があります。該当する人は,取扱窓口で手続きをしてください。

児童手当・乳児医療の手続き 圏児童福祉課(☎82-1175)

		取扱窓口	届出期間	必要書類
児童手当 受給者	転入するとき	総合事務所	転入日から 15 日以内	印判・所得証明ほか (詳しくはお問い合 わせください。)
	転出するとき		転出時	印判
乳児医療	転入するとき	埴生支所 公園通出張所	転入月の月末まで	印判・乳幼児の保険 証・所得課税証明書
受給者	転出するとき		転出日から 14 日以内	印判·受給者証

公立小・中学校の転校 圖学校教育課(☎82-1202)

	取扱窓口	手続内容
転出・転居するとき	字校教育課	事前に担任に連絡し,住民異動届※を取扱窓口へ提出してください。
転入するとき	総合事務所	住民異動届※を取扱窓口へ提出してください。

>>> その他の手続きなど

●軽自動車の手続き

軽自動車を所有している人は、転入・転出時に手続きが必要です。車種により手続き場所が異なりますので、詳しくは9ページをご覧ください。

- ※休日窓口では取り扱いができません。ご注意ください。
- 固税務課 市民税係

(**2** 82-1125)

●水道の開始と中止

転入・転出の3~4日前まで に、電話でご連絡ください。

- ※水道局窓口での水道料金のお 支払い、閉開栓などの受付は 7時から22時までです。(年 中無休)
- 問水道局(☎83-4111)

●下水道の開始と中止

転入・転出の2日前までに、 電話でご連絡ください。

問下水道課(☎82-1164)

●引っ越しごみなど

引っ越し時の多量ごみなどは 環境衛生センターに直接持ち 込んでください。「燃やせるご み」は指定ごみ袋に入れてく ださい。(旧指定ごみ袋に入 れてく ださい。) また「燃やせるごみ」 以外のごみは、1日に100kg 以上の持ち込みの場合,有料 となります。一人で運べない 大型ごみについては、戸別収 集(有料)も行っています。(戸 別収集については事前の予約 が必要です。)

固環境衛生センター

(**283-3651**)

▶引つ越しに伴う手続きについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。